

現場代理人取扱要領

平成23年3月22日制定
令和7年1月24日最終改正

1 趣旨

この要領は、山口県が発注する工事の現場代理人の取扱いについて必要な事項を定める。

2 常駐期間について

現場代理人は、原則として、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの期間に該当する場合であって、発注者と常に連絡が取れる体制を確保できるときには、工事現場における常駐を要しないことができるものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

3 兼務について

次の(1)の要件のいずれかを満たすとともに、(2)の要件の全てを満たす場合は、現場代理人は他の工事契約の現場代理人、主任技術者又は監理技術者を兼務できるものとする。

(1) 個別要件

- ア 密接な関係にある2以上の工事を同一の場所又は近接した場所で施工する場合（監理技術者の場合は適用しない。）
- イ 建設業法施行令第27条第2項で主任技術者の兼務が認められる工事契約である場合
- ウ 監理技術者制度運用マニュアル（令和6年12月13日国不建技第123号。以下「運用マニュアル」という。）における「三 監理技術者等の工事現場における専任（2）主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例①」に規定する専任特例1号と同等の要件を満たす場合
- エ 以下の要件をいずれも満たす場合
 - (ア) 兼務する工事契約が3件以内であること。
 - (イ) それぞれの契約金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満であること。

(2) 共通要件

- ア 兼務する工事契約が異なる発注機関である場合は、他の発注機関が兼務を了承していること。
- イ 発注者と常に連絡が取れる体制を確保できること（携帯電話や連絡責任者の配置等）。
- ウ 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。

4 現場代理人の資格要件

- (1) 受注者と直接的な雇用関係があること。
- (2) 建設業法第7条第2号又は同法15条第2号の規定による営業所技術者等ではないこと。
ただし、運用マニュアルにおける「二二 監理技術者等の設置（5）営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者との関係②」と同等の要件を満たす場合を除くものとする。

5 その他

- (1) 3(1)のアで兼務する場合、現場代理人の兼務については、複数の工事契約を1件の契約とみなす。

- (2) この要領で近接とは、50m以内の区域とする。
- (3) 受注者は、現場代理人に変更があるときは、すみやかに変更した現場代理人選任届を発注者に提出するものとする。
- (4) 3による兼務について、受注者が虚偽の届出をした場合、不正又は不誠実な行為として取扱うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 現場代理人の資格要件については、平成23年4月1日以降、入札公告、指名通知又は見積書を徴する工事から適用する。
- 3 この要領は、平成26年3月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成28年6月1日から施行する。
- 6 この要領は、令和5年1月1日から施行する。
- 7 この要領は、令和7年2月1日から施行する。